平成２９年（フ）第１２６号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地４－３棟301号
債務者　朝倉　功雄
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６５号
神奈川県大和市上草柳94番地３　コンフォート緑野205号
債務者　高場　正春
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０９号
横浜市磯子区西町15番22―402号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１２号
横浜市神奈川区神大寺２丁目30番15―301号
債務者　田名部好高
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７４６号
千葉市花見川区三角町608番地
破産者　有限会社アッパー・ハウス
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４７号
千葉県船橋市飯山満町１丁目1389番地２　ペロー弐番館102号
破産者　長澤　　定
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１０号
千葉県船橋市三山２丁目34番13号モキハウス105号、開始決定時の住所千葉県船橋市二和東５丁目54番１号
破産者　村上　　稔
1　決定年月日　平成29年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３６号
千葉市若葉区桜木北３丁目18番30号
破産者　高橋　　徳
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９２９号
名古屋市中区丸の内３丁目14番32号　丸の内三丁目ビル９階、開始決定時の住所名古屋市中区丸の内３丁目６番27号
破産者　丸の内開発事業株式会社
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４６号
愛知県春日井市若草通４丁目21番地
破産者　株式会社ケイテック
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２８１号
名古屋市中川区長良町５丁目83番地
破産者　株式会社名古屋灘幸
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８６号
愛知県豊明市栄町上姥子６番地の228
破産者　有限会社梅北業務店
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０５号
兵庫県南あわじ市福良乙70番地
破産者　株式会社泉石油店
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８５号
大阪府柏原市法善寺３丁目551番地の３、破産手続開始決定時の住所松江市西川津町1533番地４　ネオハイツ松江606号室
破産者　大坪　和憲
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９号
島根県安来市広瀬町菅原613番地
破産者　有限会社盛合商会
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８４号
島根県出雲市西平田町220番地
破産者　有限会社高橋商店
1　決定年月日　平成29年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３７号
群馬県前橋市高井町１丁目８番地１
破産者　株式会社小松屋本店
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７７４号
東京都府中市美好町３丁目13番地の３第１グリーンテラス307
破産者　勝亦征太郎
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２９４号
静岡県磐田市上神増1785番地の１
破産者　有限会社ティーケー技研
1　決定年月日　平成29年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係